

若越郷土研究

24ノ4

明治六年越前大一揆の護法的側面について

三上一夫

一 はじめに

明治初年の版籍奉還、廃藩置県を経て、戸籍・学制・地券・徴兵等の明治政権の新政策が矢つぎばやに展開する段階で、農民一揆の頻発・高揚がみられることは周知のとおりである。それは明治政府が幕藩体制を解体して絶対主義的統一国家を形成し、資本主義発達の基盤を創出するための本源的蓄積を強力に推進しつつあつた時点として、端的には国家権力によ

る農民収奪が、このような歴史過程の基底ともなるわけで、国家権力と農民諸階層との階級的対立こそ、その基本矛盾として把握しなければならない。

つまり「明治維新」が封建的土地所有の体系を廃棄することなく、——従つて旧来の封建的諸勢力と結びつく地主・特権商人（政商）等の経済的基礎を温存することになるが——急速に「アンシャン・レジーム」の寡頭専制支配^①化を進めたことは、まさに「下から」（de bas）の封建制の「全面的な廃棄の道」^②（von oben）に対する「上から」（von oben）の改革による「妥協的な道」^③（von unten）の範ちゆうに属するという歴史的特質からみて、本稿の「越前大一揆」を含め全国各地で頻発する民衆蜂起がめざす要求および目標は容易に察知し得るわけである。

そこで一揆の形態につき、従来の研究史の示すところでは、廃藩置県の明治四年（一八七二）ごろまでは、「世直し型一揆」が中心となり、その後統一政権の確

立・強化の過程の段階で、「世直し型一揆」はむしろ後退し、それに代つて「惣百姓型一揆」が支配的となる。このさい明治六年（一八七三）三月の敦賀県下の「越前大一揆」は、時期的に過渡的性格を反映して、両者の形態を併有する側面が目立つところから、明治初年の農民一揆の特質を総括的に凝集したものととして、大いに注目したい。

ところが、この大一揆については、とくに真宗地帯での「護法」的な要因が付加される点で、一般の農民一揆に比べて、その歴史的性格が一段と複雑化することとなる。実は明治初年の「護法一揆」的なもの（注、未発を含む）として全国的に管見するところでは、第一表のとおり明治三年の「越後栃尾騒動」はじめ一二件を数えるが、「越前大一揆」の場合は、明治五年四月の新潟・柏崎両県にまたがる「信越土寇蜂起騒動」にはほぼ匹敵する大規模なもので、敦賀県（現、福井県）の大野・今立・坂井三郡下で堂々三万人以上の出動をみるに至つてゐる。

三上 明治六年越前大一揆の護法的側面について

第一表 明治初年「護法一揆」略年表

年代	一揆名
3年・9月	越後栃尾騒動
3・10	多度津藩下廃合寺反対(未発)
4・2	富山藩下農民蜂起事件
4・3	三河大浜騒動
4・5	三州刈屋一向宗僧徒騒動
4・10	石見国安濃郡・遷摩郡騒動(未発)
5・4	信越地方土寇蜂起事件
5・12	大分県下四郡農民一揆
6・3	敦賀県下越前大一揆
6・9	鹿児島県大口騒動
6・	越後地方農民蜂起事件(詳細不明)
不明	三河田原藩下農民騒動(詳細不明)

注・赤松俊秀・笠原一男『真宗史概説』(平楽寺書店)、柏原祐泉『日本近世近代仏教史の研究』(同書店)、土屋喬雄・小野道雄『明治初年農民騒擾録』(勤草書店)、青木虹二『明治初期農民一揆年表』(『歴史学研究』(三二八))により作成。

そこで本稿では、その護法的側面だけを抽出して、その具体的動向を、とくに

三上 明治六年越前大一揆の護法的側面について

明治政権の教化政策との関連において、いささか検討を加えることにする。

① 明治初年の農民一揆は、幕藩体制が崩壊し天皇制絶対主義国家が成立し、さらに確立していく過程における基本矛盾の表出として把握しなければならない。そこでこの時期の農民一揆は、一揆の形態をとる農民闘争の最後の段階に位置づけられ、以後自由民権運動・小作争議などの政治闘争へと転化するが、一揆生起の件数をみると、青木虹二『明治農民騒擾の年次的研究』(新生社、一九六七年)では、明治元年より同一七年(一八八四)までの総数八六八件のうち、七年(一八七四)三月までが四〇〇件で、全体の約半数の四六パーセントを占める。しかもその間明治二年(一一〇件)と同六年(五五件)に著しく集中しており、翌七年以降は、年々減少の一途をたどるわけである(同『明治初期農民一揆年表』(『歴史学研究』(三二八))、一九六八年)。

② 高橋幸八郎編『日本近代化の研究』(東京大学出版会、一九七二年)の序文で、高橋教授は、「近代化」路線の「二つの道」として、農民大衆の不断の反封建闘争による「下から」の「フランス型の道」(革命的な道)に対して、封建的土地貴族と国家

が「上から」の改革により、新たな近代社会の母胎内に旧生産様式の諸要素と伝統的な社会関係をもちこみ、温存してゆく「プロシヤ型の道」へ、「妥協」の「保守的な道」を設定し、日本の場合は明確に後者の「プロシヤ型の道」に適合すると論じているが、「明治維新」の基本的な歴史的性格を把握するうえで、きわめて重要な研究視角であると思考される。

③ 明治初年の農民一揆の主な形態は、「世直し型一揆」と「惣百姓型一揆」の二類型に大別されるが、実際の展開過程では、両者が明確に区分し難いことに着目すべきである。つまりこの時点の社会的諸階層の構成は、本源的蓄積過程という過渡期的性格を反映して、はなはだ複雑である。有元正雄『地租改正と農民闘争』(新生社、一九六八年)は、地租改正と農民一揆との関連を中心とした規定をふまえ、(a)華族および政商資本家(b)士族階級(c)地主豪農層(d)一般自作農民層(e)貧農(農村プロ)および小作農という階層区分を行い、地租改正反対闘争のさいは、「絶対主義的政府プラン」に對抗し、「農民的・地主豪農プラン」を掲げて、地主豪農層主導下に中小農民層が結果する「惣百姓型一揆」が中心となることを論述している。確かに福井県下でも、その

改租事業の進行過程のなかで、明治十一年（一七七八）六月以降激化した坂井郡はじめ七郡下の大規模な反対運動においては、豪農と中小農民層とがしっかりと同盟し、豪農層指導のもとに全農民が一致して闘い、その結果県令の罷免や地租の減額まで勝ちとるといふきわめて注目すべき成果をあげている。ところが本稿の「越前大一揆」の場合には、時期的にもその前段階であり、基本的には「世直し型一揆」の性格を強くはらみながらも、一揆の展開過程で、明治政権支配機構の末端につながる区長・戸長はじめ地券役所の焼却、商法会社・高札場の破却など、明らかに明治政権への反対要求としての「惣百姓型一揆」的な特質まで検出されるわけである。このさい有元氏は、こうした「惣百姓型」の側面を重視して、「戸長征伐型一揆」と呼称し、明治四年ごろまでの「世直し型」と峻別するが、私見からすれば、明治六年を中心とする段階では、「世直し型一揆」と「惣百姓型一揆」との重層的構造を持つものと考えたい。実は従来の研究史では、明治期の一揆の形態の推移過程を、世直し型一揆→惣百姓型一揆（地租改正反対闘争）→明治一五年福島事件（世直し型一揆）→明治一七年激化事件」という単線型路線が強調される向きが

三上 明治六年越前大一揆の護法的側面について

あるが、明治初年の明治政権の成立から確立への過渡期における諸矛盾の表出への闘争形態としては、勢い二類型の重層的性格を帯びざるを得ない点が改めて重視されるべきものと思考される。

④ 明治初年の「護法一揆」全般を対象とした論稿として、伊東多三郎「明治初年一向一揆の展望」（『歴史学研究』一〇二）、柏原祐泉「明治初年の護法一揆について」（同『日本近世近代仏教史の研究』）、「平楽寺書店、一九六九年」所収）、赤松俊秀・笠原一男「明治初年の宗教一揆」（同『真宗史概説』）、「平楽寺書店、一九六六年」）などがあり、それらの共通した論拠として護法性と反動性がとくに強調されている。

ところで「越前大一揆」を「護法一揆」の分析視角から検討したものに、田村紘子「明治初年越前宗教一揆」（『北陸史学』15）、一九六七年）および黒崎征佑「一向一揆の系譜―明治六年越前宗教暴動考―」（『立教経済学論叢』7）一九七三年）が指摘されるが、とくに黒崎氏の場合は、「一揆側」および「攻撃対象側」両者の社会的諸階層を分析し、「豪農・商層」を被攻撃者側社会層（中略）、「中（富農層を含めて）貧農・商層」を攻撃者側社会層」と考えることができているのではなからうか。（一〇

九ページ、傍点は原文）と結論づけるところから、「世直し型一揆」の側面に視点をずえるものと考えたい。また坂田玉子「越前大野一揆」（大野市教育委員会、一九七二年）は、大一揆の要因、展開過程、てん末、および大一揆にかかわる社会層等につき、克明に論述し、その全体像を明らかにするとともに、真宗地帯としての社会的背景を重視している。なお拙稿「明治初年越前大一揆についての一考察」（歴史科学協議会編『歴史評論』二二二号、一九六九年）および、『歴史評論』二二二号、一九六九年）および、同「明治初年越前大一揆について―その経過と特質の解明を中心に―」（『若越郷土研究』一四の四・一五の一、一九七〇年）では、「明治六年第七号」暴動一件諸報告、庶務課戸籍掛（福井県三国町、富永亮一郎所蔵）〔注、「第一類第五種明治七年一月ヨリ永久保存」の朱印が押され、次ページには「明治六年三月暴動始終奏上簿（第六十五号）敦賀県」の表題がある。なお三上は、その史料の全文を『日本庶民生活史料集成』13（三二書房、一九七〇年）に収録・校訂した。〕を中心に、大一揆が、いかにも「護法一揆」の様相をみせながら、その実態は、あくまで明治絶対主義政権の推進過程における諸矛盾の表出に対する反対要求の性格をはらむ農民一揆として把握せねばならぬ論拠を提示した。

二 明治政権の教化政策

維新政権成立直後に「神仏判然令」による神仏分離を指令し、その後明治三年三月「宜シク治教ヲ明ラカニシテ惟神ノ大道ヲ宣布スベシ」とする「大教宣布の詔」を布告して、神道国教化政策を進めたことは、まさしく天皇制絶対主義国家の基盤を形成させるためのイデオロギー的支柱の構築を意味するものであった。

ところが一方、こうした「神仏分離運動」が、勢い「排仏毀釈」を誘発して、明治三年から翌四年にかけて絶頂に達し、仏教側が大々的な打撃を蒙ったことは周知のとおりである。しかし政府は、全国各地における過激な「排仏毀釈」運動をあえて抑制せず傍観的態度をとりつづけたが、基本的には仏教に手痛い打撃を加えて、「近代天皇制国家に奉仕する護国の仏教につくりかえて、政府による宗教支配を貫徹させるねらいがあったからである」とみるべきであろう。

また「廃仏毀釈」と相関連するものに、

全国諸藩で強行された「廃合寺」問題も、寺院側に深刻な痛手を与えている。たとえば佐渡では、明治元年一月、五〇〇

余カ寺が八〇カ寺に廃合させられたのはじめ、福井・土佐・富山・山口・薩摩などの諸藩が激しい廃合寺問題を引き起こしている。しかし後述する明治五年（一八七二）の教部省設置の段階から「廃合寺」につき、政府の一貫した施策がとられるようになり、寺院廃合は無檀無住か小寺で永続性のないものに限って、伺書を出させて措置することになった。④

そのさい基本的な教条として、「一、敬神愛國ノ旨ヲ体スベキ事 一、天人道理人道・皇上奉戴の「三条の教則」を定めたが、この教則の内容を具体化した「一七兼題」には、皇国国体・道不可変・皇政一新とともに、万国交際・万国民法・租税賦役・富国強兵・産物制物・文明開化等の開明的な標題が掲げられている。従ってこうした教導政策は、明治政府の富国強兵・殖産興業と平行して、明治四年七月創設の文部省による一連の教化政策のなかで進められた「文明開化」および翌五年八月に頒布した「学制」の「全国の人民を教育して其道を得せしむるの責に任ず」（「文部省職員章程」）との「上から」の啓蒙化政策との関連に視点をすえた場合、共通の相互補強的な基盤に立つものとして把握しなければならぬ。

つまり四年八月、政府は神祇官を太政官所管の神祇省に格下げし、さらに五年三月、同省を廃止して新たに教部省を設置したが、同省は神道・仏教をはじめ宗教界を動員して、統一的・組織的な国民教化の新路線志向するものであった。

教部省は五年四月二五日、教導職を置いて大教正以下権訓導まで一四級に分け、

まず神職・僧侶が任命されたが、翌六年二月には「有志の者」の採用をみると、民間の宗教者や芸人・講釈師などまで民衆教化に用いられるに至ったのである。また五年九月には「教化」の中央機関として東京に大教院を創設、ついで各府県の大寺院を選んで中教院を置き、さらに全国大小の寺院を小教院となし、全国の神社も、その社頭説教所を小教院と心得て、それぞれ氏子および檀家を教導すべきことが定められた。なお当時は、キリスト教解禁がすでに予定されており、一六年二月、キリスト教禁止の高札の撤去が布告されるが——政府として「惟神の道」に立つ「大教」と相いれないキリスト教対策のためにも、仏教はじめ民間の諸宗教まで動員する必要にせまられたとみてよい。

いっぽう寺院側からすれば、かねての「廃仏毀釈」や「廃合寺」問題で甚だしい苦難をなめ、しかも一面「文明開化ノ秋ニ当テ猶偏固ノ仏説ヲ釋キ金ヲ貪リ己カ渡世ノ身構ヘノミニテ免角六字ノ名号

成仏参リノコトノミヲ説諭ス、方今僧タルモノ天廷ノ御趣意ヲ論サズ、徒ラニ愚民ヲシテ益々愚ニオトシ入レ金銀ヲ貪ル等ノ所業之ヲ何トカ云ハン」との厳しい批判まで浴びる当時の仏教界の芳しからざる情勢のもとで、寺院自らが真剣に覚せいし、将来への活路を開くためにも、不本意ながら政府の教化政策に妥協を強いられたものと思考される。

事実、教部省からの「諸宗末派ノ僧侶布教伝達ノ本意ヲ輕ンシ、糊口ノ為ニ、外業ヲ重シ、表ニ寺院ノ門戸ヲ張りナカラ、内ニ俗漢ヲ住セシメ、種々ノ職業ヲイトナシ、或ハ境内類頗荒蕪ニ及フ、然ルヲ敢テ不顧アリ、(中略)実ニ歎息スヘキノ至ナリ、以来無録無旦ニテ方法相立タサルノ寺院ハ、本山示談ノ上、其地方官へ申立テ寺号取消シ、其法類へ合併シ、或ハ石畳寺跡ハ速ニ上地致ヘキコト、唯々寺院曖昧ノ数多ナランコトヲ不論、教法ノ盛大ナランコトヲ、与ニ俱ニ、護念センコトヲ要スルノミ、右等ノ儀、各宗管長能々注意シテ末派ニ至ルマテ、心得

違ヒ之ナキ様、可被達置事」(五年九月二五日「僧侶之行状ニ付教部省口達」)との手厳しい布令や、「(前略)就テハ末派所化之衆徒ニ至リ其師命ニ背反シ、積学勸懲ノ念慮ナク、徒ニ糊口安逸ヲ貪ルノ徒有之ニ於テハ、速ニ管長本寺等ヨリ取札、其者本管地方庁^エ申立、教門一派ヲ黜付シ帰俗可申付、此旨相達候事」(明治五年六月)の布達にしても、これを甘んじて受容しなければならなかったのである。

ところで「三条の教則」に違反せぬよう規制される教導職の立場としては、宗教的要求からではなく、あくまで政府の新政策を、「上から」民衆に徹底させることが第一の任務であった。この点、五年一月教部省より出された「大教院設立ニ付而通達」^⑨が端的に明示するので、次にその全文を掲げる。

天下大小ノ寺院ハ、抑衆庶ヲ教誨スル教院ニシテ、其住職僧侶ハ、及其教職教師タル事、固ヨリ論ヲ待タス、然ルニ寺院ヲ僧侶私宅ノ様フ心得違、教導ノ事ニ疎カニシテ、政治ニ裨益スルナ

三上 明治六年越前大一揆の護法的側面について

六九ページ。

キヨリ、竟ニ徒食ノ譏ヲ免カレサルニ至候、因茲今般新ニ大教院ノ設アリ、神官、僧侶爰ニ従事ス、就テハ自今各宗寺院ヲ以テ、凡テ小教院ト心得、各檀家ノ者ヲ集メテ勸学為_レ致候様可_レ為_レ専務候条、向後其檀家ノ子弟ニ無識無頼ノ徒無_レ之様、篤ク三則ノ意ヲ体認シ、衆庶ヲ教導シテ地方ノ風化ヲ贊ケ、政治ノ裨益相成候様可_レ相心得旨、夫々末派寺院_ニ無洩可_レ相達候事

こうして「三条の教則」を基本とする国民教化の新たな体制が一応整備されるにともない、「文明開化」政策の進行に平行して、各県レベルで強力に推進されるわけである。

① 明治政府が「排仏毀釈」運動に対して傍観的態度をとったとはいえ、民衆の仏教寺院への破壊行動が神社に及ぶことを真剣に警戒したのは、明治三年一二月公布の「新律綱領」の財盜律が「凡大祀ノ神御物及び大社ノ神宝ヲ盗ム者ハ皆絞」と規定し、極刑を以て臨んだことから明白である。

② 村上重良「権力の神・民衆の神」(『歴史公論』三の一、雄山閣、一九七七年一月)

③ 明治初年にひん発する廃合寺事件につき真宗側では、東本願寺敵如・西本願寺広如より明治二年四月それぞれ太政官に嘆願書が提出され、その後もしばしば行われたが、政府は絶えず廃合寺問題を黙許する態度をとった。しかし翌三年閏一〇月民政部内に寺院寮が設置されると、政府も廃合寺問題について関係寺院の実情に適応した措置の検討にせまられる。ついで寺院寮が翌四年七月の民政部廃止とともに解消され、さらに翌五年三月教部省の設置により、ようやく「廃合寺」に関する寺社行政に統一的施策が講ぜられるわけである。

④ 廃合寺問題につき、明治六年二月教部省の「第六号布達」でも、「(前略)強テ合併可_レ致御趣意無_レ之、從來氏子等モ元ノ社殿頽敗或無_レ檀無住ニシテ堂宇破壊シ又ハ小社小寺ニテ永久取統之目途無_レ之分ハ諸般故障之有_レ無_レヲ糺シ廃合ノ適宜ヲ勘酌シ詳悉調査ヲ以テ当省江可_レ出事務條各地方庁江区々ノ処分無_レ之様可_レ致候事」(『明治六年御一新後留記』(大野市錦町「善導寺文書」))と規定し、大幅な緩和措置をとっている。

⑤ 明治政権の新政策として、文部省の「文明開化」政策と教部省の教化政策とは、概

念的には異質でかつ対照的でありながら、あくまで絶対主義の政治権力確立のための具体策として把握しなければならず、従って両者とも共通の基盤に立ち、相互補強的な役割へ相互に規定し合う連係的關係を果たすものとみなすべきである。

⑥ 「撰要新聞」7号(明治五年二月)(福井県立図書館蔵)。

⑦ 「瑞祥寺文書」(『大野市史』社寺文書編、大野市史編纂委員会、一九七八年)三四七ページ。

⑧ 「明治五年御一新後留記」(前掲「善導寺文書」)。

⑨ 前掲「瑞祥寺文書」三四四ページ。

三、石丸発言、その波紋

教部省の教化方針を敦賀県に徹底させようとしたのが、同省一等出仕の石丸八郎で、たしかに彼が越前大一揆を引き起こす直接的契機を醸成したことは無視し得ないため、彼の教化活動によって生じた大きな波紋に視点をすえて検討したい。

石丸は今立郡定友村唯宝寺(真宗)の

出身で、還俗前は良巖といい、弘化三年（一八四六）五月真宗本願寺で得度し、その後安政三年（一八五六）一〇月より肥前の教宗寺において修学、ついで文久二年（一八六二）春より慶応三年（一八六七）冬までおよそ六年間、豊後の豆田村広瀬塾に入塾、その間西本願寺の命で原口針水（注、肥後国山鹿郡内田村日渡光照寺住職）に従い、長崎で洋学を学んでいる。これはもとよりキリスト教への破邪対策の一環として、耶蘇教の教理、伝導状況など調査、探索しようとしたもので、宣教師フルベッキ（G.H.F. Verbeck）らにも接近して直接研究にたづさわっている。実は慶応三年六月の長崎でのキリスト教徒逮捕の事情など伝える『耶蘇結末記』（一卷）および『崎陽茶話（附邪教始末）』（一卷）はともに良巖の作とみられることからも、彼がいかに懸命に破邪に取り組んだかがうかがわれる。

「汝チ左様ニ立腹スルコト勿レ。全体汝チノ宗派ヨリモ釈教正謬、或ハ野客間雜記等ヲ書ス。是互ニ非スヤ。（後略）」と堂々反ばくするなど、西本願寺の命による彼の真剣な破邪活動の一面を物語るものである。ところで明治二年三月、破邪僧らの作った「誓定」なる盟約書のなかにも、良巖の名が連ねられており、また明治政府が明治二年五月創設した弾正台の謀者に選ばれ、さらに四年七月弾正台に代わった司法省のもとで、太政官所屬の「異宗搜索課者」一二人の筆頭に挙用されるなど、幕末維新期の破邪僧および政府謀者としての手腕や業績が、政府関係の間では一きわ目立つ存在になったものと思考される。

翌一六日岩本村成願寺（注、時宗）で、次の四点の実施を力説した。つまり△自分の唯宝寺を大滝村円成寺に預け、家内諸共東京私宅まで引越し、△敦賀県では当地に小教院を基立し、いずれ官員も指向けられる予定だが、差し当たり岩本村成願寺を仮教院と定め、その第一重には村々町々の氏神を安置し、第二重には諸寺院の仏租を安置して、第三重には教導職を集め、四方には長屋を立て「家内眷属諸共」に合併し、△宗名、「門徒同行」を廃して「三条宗」と称し、「三条の教則」を教導職の手で徹底させる、△差し当たり一月二一・二日にこの仮教院において教導職の「人才取調」を行う、などを各寺院に申し渡したのである。

この「石丸発言」こそ、大一揆の生起に直接的な影響を与えることに注目しなければならぬ。このさい石丸の態度はきわめて強硬で、各寺院に対して必ず「三条の教則」を守るよう誓わせたのであるが、寺院側の受けた影響は意外に大きく、また僧侶ばかりでなく檀徒の間にも相当

な動揺をかもしたものとみてよい。さらに石丸は自ら進んで、「其辺ノ寺々^{二三}三条ノ法ト申唱ヒ、近辺粟田部・五箇・小坂・庄境近村村々廻村いたし三条ノ教職^{三四}説諭^{三五}」に努めるといふ熱の入れようであった。

一方寺院側は、早速一月一八日(旧曆、明治五年二月二〇日)には杉尾村善休寺、翌一九日は粟田部道場で「寄合」を開いて協議したが、この「石丸発言」による廃合寺の点で僧侶が最も危惧したのは、直接かれらの生活が脅かされることで、その間の偽らない事情を、同年三月刊行の敦賀県の「撰要新聞」(一一号)が次のとおり伝えている。

抑此動揺(注、越前大一揆)ノ発端ハ去ル一月頃今立郡定友村唯宝寺僧石丸八郎ナル者教部省ヨリ帰省シ家族ヲ纏メテ再ヒ上京セント欲シ仏像ト檀家ト俱ニ隣寺ニ託シ合併ノ姿ニシテ近傍同宗ノ寺僧ヲ誘引シ同意セシメント勧誘セシ由然ルヲ他僧其糊口ノ種子ヲ失ハシテ恐レ陽合陰離シ又陰ニ頑民ヲ煽動

シ云ク彼ハ耶蘇ヲ勸ムルナリト流言セシ由依テ巡郷ノ村民池田郷エ流転シ大野郡エ蔓延セリ頑民固ヨリ深山幽谷ノ地ニ僻在シテ彌陀宗ノ旧習ニ馴染シ其何ノ故ヲ知ラス偏ニ耶蘇ノ名ヲ恐ルルヤ夜叉悪鬼ノ襲来スル如クニ思フナリ

このさい僧侶の立場として、「三条の教則」の強制に対する反発もさることながら、「廃合寺」によるかれら自身の生活問題つまり「其糊口ノ種子ヲ失ハシテハ」の恐れ、たわけで、そのためにも檀徒農民の支持、同調を得ることが肝心とし、農民層の間に「夜叉悪鬼ノ襲来スル如クニ思フ」ほどに嫌悪感をそそる「耶蘇」の語を巧みに用いて、「彼(注、石丸)ハ耶蘇ヲ勸ムルナリ」と喧伝したものとみられる。

従つて寺院側による耶蘇教反対の煽動的な言辞が檀徒農民をいたく刺激したことはいままでもなく、一九日の「寄合」集會に役人が出張して「石丸八郎方へハ直様此方ヨリ取正シ候間、何分追々来ル

寺院并且中ノ者共、只今帰寺帰村可仕候様^①申し渡し集會を解散させたのも、この僧侶・農民層の不穏な動静を察知したからであると考えてよい。事実、敦賀県官員から中央政府あての報告書の中にも、「今立郡岩本^{定本}唯宝寺石丸八郎ナルモノ教部省十一等出仕拜命奉職罷在、同二月帰省中、教部ノ大旨・教院設置ノ義等各寺院^江演説候処、是^耶則^邪邪蘇ノ教法ナルヲ疑ヒ、教部省ヨリ邪蘇宗拡充ノ為メ^耶邪蘇僧ヲ派出セリ拒絶セザルベカラズト、當時既ニ沸擾ノ形勢相成リ不容易次第ニ候処、幸ヒ出張員居り合セ、懇々説諭ニ因テ其場ハ直チニ静穩相成候へ共(後略)」(三月二〇日・寺嶋権參事・村田參事・藤井権令より司法卿江藤新平あて「越前国各郡暴挙ノ景況御届」と伝えるなど、出張官員の説諭がなければ一揆も勃発しかねない險悪な情勢にまでたち至ったことが思考される。

ところが、こうした今立郡下の形勢から、「兎に角人心騒然ノ際忽チ余焰大野郡^江伝播^②」し、大野郡下の真宗寺院や檀

第二表 大野郡下町村別寺院（宗派別）調
(単位：戸)

宗派 町村	真宗				計	禪宗	浄土宗	天台宗	真言宗	日蓮宗	時宗	合計
	本願寺	大谷	高田	その他								
大野町	7	6			13	6	1	1	4	4	2	31
小山村						1	1					2
乾側村		2	1	5	8							8
下庄村	4	1	1	1	7				1			8
羽生村	3	1	1	1	6							6
芦見村	1				1							1
上味見村		2	2		4							4
下味見村		1	3		4							4
上庄村	3		2	1	6	2						8
西谷村				2	2							2
石徹白村		2			2							2
坂谷村	2	4			6							6
五箇村					1							1
富田村	1	1			2							2
平泉寺村	1	1			2	1		1				4
猪野瀬村						1						1
勝山町	10	3		1	14	3	2			1		20
北郷村	2	2			4							4
鹿谷村	5	2			7							7
遅羽村	1				1							1
合計	40	29	10	11	99	14	4	2	5	5	2	122

- 注：1) 『福井県大野郡誌』(上)424~5ページ(大野郡誌刊行会刊、明45)により作製。
 2) 上穴馬・下穴馬・村岡・北谷・野向・荒土の6ヵ村には1寺もないため表中より除く。

三上 明治六年越前大一揆の護法的側面について

徒農民の間にも少なからざる動揺を引き起こすこととなる。つまり今立郡庄境村の明光寺住職中山了暁から実兄の大野郡上据村最勝寺住職柵専乗に急報されることにより、まさに真宗地帯——第二表・第三表のとおり、大野・勝山両町をのぞくと、全くの真宗寺院一色の分布状況となるが——としての特質を持つ大野郡であるだけに、同郡下の他の真宗寺院にも連鎖反応的に伝播したのである。しかもこのさい「石丸発言」にかかわる諸情報も種々ゆがめられながら、波紋の輪を広げたのは言うまでもない。

当時の五条方村の山田彌右エ門(副戸長)が、「其辺ノ風聞庄境村寺ヨリ上据最勝寺方迄通達有之、甚だ驚上据村寺ヨリ今井(村)西応寺、友かね(村)専福寺、御給村専福寺右三ヶ寺へ急使ヲ以内通有之候処、何方茂耶蘇宗ニ落入ル義ト相心得且亦従来ノ御仏様ヲ引上ケ或ハ在家ニ取りテハ御内仏様ヲ引上ケ是迄ノ御開山様、御蓮如様ノ御法も相捨リ誠ニ以歎ケハ敷事ト存此辺ノ寺々打合談合被致候」と伝えるところは、まさしくその間の事情を端的に示すものとして注目したい。確かに上庄地区の上据・今井・友兼三村を基軸にして、「人心騒然」の不穏な形勢が急速に大野郡下に拡大するわけである。

そこで一方逆に大野側から今立方面への探索も活発化したもようである。二月一日(旧暦一月一三日)今立郡五箇(注、大滝村・岩本村・新在家村・定友村・不老村)へ探索に出向いた御給村の山内久兵衛・松山九兵衛が同月一四日帰村した

第三表 大野町内寺院宗派調（明治7年前後）

No.	寺院	宗派	No.	寺院	宗派
1	教願寺(正善町)	真宗(本願寺派)	17	円立寺(寺町)	日蓮宗
2	曹源寺(一番上)	曹洞宗	18	光玖寺(〃)	〃
3	法蓮寺(四番下)	真宗(大谷派)	19	恵光寺(〃)	時宗
4	勝授寺(四番下)	真宗(本願寺派)	20	端祥寺(〃)	曹洞宗
5	明源寺(四番上)	真宗(大谷派)	21	願成寺(〃)	真言宗
6	本伝寺(五番下)	真宗(大谷派)	22	長勝寺(〃)	真宗(本願寺派)
7	円和寺(五番中)	真宗(本願寺派)	23	光福寺(〃)	真言宗
8	託縁寺(五番中)	真宗(大谷派)	24	誓念寺(〃)	真宗(本願寺派)
9	専修寺(五番下)	(不明)	25	大宝寺(〃)	真言宗
10	浄勝寺(四番下)	真宗(本願寺派)	26	妙典寺(〃)	日蓮宗
11	応行寺(おが町)	真宗(本願寺派)	27	蓮光寺(〃)	天台宗
12	最勝寺(おが町)	真宗(大谷派)	28	岫慶寺(〃)	曹洞宗
13	奥ノ院(比久尼町)	時宗	29	大雄院(〃)	日蓮宗
14	願了寺(寺町)	真宗(本願寺派)	30	竜泉寺(〃)	真言宗
15	善導寺(寺町)	浄土宗	31	徳巖寺(よこ町)	〃
16	長興寺(寺町)	臨濟宗	32	円徳寺(春日町)	真宗(大谷派)

注：1）坂田玉子『大野町絵図』（大野市・史の会刊、昭和50年）所収の「明治初期の大野町」により作製。

2）No.9（専修寺）・No.23（光福寺）・No.30（竜泉寺）の3寺は現存しない。

3）なお『足羽県地理誌』（明治5年）〔国立公文書館所蔵〕には、大野町(第63区・第64区)の寺院として、洞雲寺、随祥寺、光明寺等まで含めて、計31ヵ寺が記載されている。

が、そのさい「庄境の発端よりの書面」を数通持ち帰っている。これらは一月一五日以降の今立郡下の諸情勢をつぶさに伝えるだけに、友兼村の専福寺住職金森頭順をして、「不敢披見するに彌々驚愕悲歎の外なし」とまで言わしめるなど、とくに寺院側に与えた影響は意外に大きかったものと思考される。

こうして「自然当郡内の人心を恟々たらしめ、一つ違へば騷擾も醸しかねまじき」険悪な形勢に向かうなかで、いよいよ村々での護法連判が行われるが、檀徒農民の間で同一門徒としての連帯意識に根ざす真剣な動きをみせたことは否定できない。そのさい護法連判運動の主導者は、前述の友兼村専福寺の金森頭順（当四一歳）、上掘村最勝寺の柵専乗（当三八歳）および同村竹尾五右衛門（当二八歳）とみられるが、二月二〇日猪ノ嶋村道場に村々四三カ村ほど寄合ひ、護法連判の協議をしている。そのめざすところは「耶蘇宗」の侵入を防ぎ、「法談御免ノ義」^①を出願し、「福井御支庁ニテ御採

三上 明治六年越前大一揆の護法的側面について

用無之候ハハ本県ハ勿論東京迄モ罷出、其節ハ仏号ノ籙ヲ立銘々竹鎗等ヲ携罷出候様可致約定致シ就テハ村々連判致シ置一人ニテモ捕縛被致候ハハ、南無阿弥陀仏ノ籙ヲ立銘々竹鎗其外携可押出評議ニテ其場ヲ引取」(「敦賀県聴訟課調」による竹尾五右衛門の口述書)り、二七日にはおよそ六五カ村ほどが友兼村専福寺へ連判帳を持参している。

実は関係村の動向につき、例えば中狭村の場合、二月一九日に翌二〇日猪ノ嶋道場で「寄合」を開くとの案内状を受けたが、その相談とは、「耶蘇宗ニ御座候哉、亦真宗紛無之哉、若真宗ニ相違無之候ハハ、調印致、友兼村迄可差出ス、調印無之候時者、上ノ庄同行一統、其村方へすすめニ参り度由被申候間、何分早々調印致、(後略)」と伝えるなど、護法連判では上庄地区が主導性を發揮して、相当強引な態度で村々に呼びかけている。そして、同村では、「連判ニ相洩候而者、一村之難題ニモ可相成与存、一同呼寄連判可致旨申聞候処、同意仕候ニ付、(後

略)」と、村中こぞって調印し、申し合わせたとおり、二七日友兼村専福寺に届け出たのである。

要は石丸八郎を「耶蘇宗之者」とみなして、耶蘇の侵入には断固一揆の手段で対抗することを誓うものであるが、檀徒農民が寺院側の意図的・策動的言動に単純に付和雷同したと考えることはできない。こうした事情について、大野郡中野村(現、大野市中野)の旧大庄屋が、「右ノ訳柄大野上ノ庄ノ者弥太政官ヤソ御・ヒロメ被成とて大ニ騒出しお心得候ものがヤソ宗ハ朝廷ニおゐて御禁制ニ候へハ

此頃御布告も無之ヲ御ヒロメ可被成筋無之、且又ヤソ宗誰ガ慥ニススメカタリ候トヤ事モ無之儀ヲ騒立候ハ不宣ト利解ニ及候へハ、イヤコノ方ガヤソジヤト立腹致聞入不申候由、(後略)」と記録にとどめるなど、檀徒のなかでも「お心得候もの」からすれば、「耶蘇宗」の侵入と「到底納得し得ないところであつたわけである。しかし檀徒農民の一般的動向で

もに、政府の「三条の教則」による教化政策が仏教衰退にもかかわらずゆるゆしき事態として真剣に受けとめたものとみるべきで、むしろこうした視角から、「イヤコ

ノ方ガヤソジヤト立腹致聞入不申候由」の激高的な言辞を理解すべきであろう。以上のような緊迫した情勢のなかで、

たまたま二月二七日大野町の辻々に立てられた「教導職中東西両部之名号廃停、自今一般ニ神道ト可相称旨、更ニ定候条、此段為心得相違候事」(一月三〇日付、教部省布令)の「高札」をめぐり、門徒の間に意外な誤解を招いた向きも考えられるが、こうした誤解が「護法運動」に村々を一段と結束せしめたとする諸文献の所伝もさることながら、むしろ寺院側が意図的に門徒を「護法」に結集させるための方便として喧伝したとみるのが、より事実在即したものと考えたい。

そこで、この大一揆の起因について言及する従来の諸文献、諸論稿が、管見する限りでは、前述の「石丸発言」を起点とする耶蘇宗反対、法談差留反対、高札

三上 明治六年越前大一揆の護法的側面について

への誤解など、とりわけ宗教へ護法」の側面は率直に認めなければならぬが、一方において敦賀県官員の諸報告のなかで、たとえば地域住民が「迷仏心醉者ノ手ニ育セラレ、迷仏心醉ノ風土ニ長ジ、視聽言動仏ニアラザルナク、風霜雨露皆仏ノ恩、天地覆載悉ク仏ノ徳ナリト、頑固不動ノ情態」にあるとしながらも「御維新以来百弊矯正ノ御偉業追々御施行相成候義、未ダ全ク民心ニ貫徹セズ、然而已ナラズ妄誕ノ浮言ヲ信ジ、朝廷邪蘇ヲ嗜好ス、新曆ハ耶蘇ノ曆ナリ用ユベカラズ、地券ハ耶蘇ノ税法ナリ信ズベカラズ、洋書ハ耶蘇ノ文ナリ学ブベカラズト、其他巨般御新政ニ出ルモノ一モ彼等ノ意ニ適セズ。且ツ今日ノ暴拳実ニ一朝一夕ノ事ニアラズ、(後略)」(三月二〇日、前掲「越前国各郡暴拳之景況御届」)と述べる県当局の偽らざる見解こそ、「耶蘇云々」はあくまで方便的なもので、事実は大一揆を明治政権の打ち出す諸政策に対する

強じんな反対要求として明確に意識したものと認めざるを得ない。

① 石丸八郎「本県並寄留地往復綴」(明治五年壬申七月以来)(福井県今立郡今立町定友、唯宝寺所蔵)。
 ② 徳重浅吉「維新前後の基督教問題と思想統一運動」(『史林』一五の四・二六の一)では、「耶蘇結末記」および「崎陽茶話」の両書とも良蔵の著作になるものと推考している。
 ③ 慶応四年長崎における良蔵とフルベッキの問答は、牧野信之助により見出され、徳重浅吉により紹介された「与布留遍幾応接事情書」(徳重浅吉「新出の關邪史料に就て」)(『日本仏教学協会年報』第三年)所収)が伝える。その具体内容は、海老沢有道「維新変革期とキリスト教」(新生社、一九六八年)三〇六―七ページ参照。
 ④ 小沢三郎「幕末明治耶蘇教史研究」(日本基督教団出版局刊、一九七三年)に「異宗捜索謀者人名」(注、太政官の赤茶野紙美濃版二枚に毛筆で書いたもので、大隈侯爵家旧蔵、早稲田大学所蔵)へ二名)の各人の任地および月給金を明記するが、その筆頭に「長崎謀者ニ命度、石丸八郎」とある(二七〇ページ)。本文献については、

坂田玉子(大野市本町)・布川信雄(同市天神)両氏の御指示によるもので深謝する。なお坂田玉子「石丸八郎を追う」(『若越郷土研究』二三の一、一九七八年)では、石丸八郎が西本願寺の破邪運動の第一線に立ち、さらに明治政府の太政官所屬の謀者および教部省教導職として活動した人間像を多面的に追究している。

⑤ 石丸八郎の「辞令綴」(前掲「本県並寄留地往復綴」所収)では、明治五年七月二八日付で、教部省十一等出仕兼権中講義に補せられている。

⑥ 「石丸八郎廻文之写」(『専福寺文書』所収「頭順殉難雜記録」)(前掲「大野市史」三八―ページ)・『明治維新神仏分離史料』(村上專精・辻善之助・鷲尾順敬編、名著出版・復刻本、一九七〇年)(以下「分離史料」と略記する)(三五三―四ページ)。「本県役人出張所指出候始末之写」(前掲「大野市史」三八二―ページ)・「分離史料」(三七八―四一五ページ)。
 ⑦ 「西春大野郡内騷動記」(大野市五条方山田正一所蔵)。
 ⑧ 一月一八日の善休寺における寄合では、松成村満願寺以下一カ寺が不参加で、必ずしも地域の寺院全体の歩調が揃っていない(「指上申御受書ノ事」(「分離史料」

- (3)七八三―四ページ)。
- ⑩ 前掲『撰要新聞』(第一号、明治六年三月)。
- ⑪ 「指上申御受書之事」(『大野市史』三八二ページ)・「分離史料」(3)七八二ページ)。
- ⑫ 三月二〇日・寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より司法卿江藤新平あて「越前国各郡暴挙ノ景況御届」(『奏上簿』所収)。
- ⑬ 『大野郡誌』(上)二二一ページ。
- ⑭ 前掲「西春大野郡内騷動記」。
- ⑮ 「分離史料」(3)七九一ページ。
- ⑯ 「分離史料」(3)七五二ページ。なお「順日記」が「今立郡坂南之情報」をつぶさに伝えている。
- ⑰ 「法読差留」の件につき、明治六年一月、足羽県より厳しい布達(六年二月、『撰要新聞』(第一号)附録、参照)が出されている。
- ⑱ 「暴動御請書控」(『分離史料』七八九―九〇ページ)。
- ⑲ 大野市中野、『某家文書』(本稿では「S文書」とし、とくに所蔵者名を秘す)。

大い揆に先立ち、すでに六年二月二四日にキリスト教は解禁となっており、同教が「御禁制」だとする「お心得候もの」の見解は誤っているが、「(政府が)御ヒロメ

三上 明治六年越前大い揆の護法的側面について

可被成筋無之」との判断は的確と言わなければならぬ。

- ⑳ 『撰要新聞』(一一号・明治六年三月)には、「教部省ヨリ御布告東西両部ノ名号ヲ廃ストアルノ誤解シ大ニ驚キ俄ニ東西本願寺モ耶蘇トナリ弥陀ノ名号廃セラルルト心得驚駭惑乱物議沸騰セリ」と伝え、『大野郡誌』(上)でも「本郡の仏教徒、明治政府の宗教方針に対し、誤解する所ある上、(後略)」「(二一〇ページ)とし、『大日本地誌』(『大野郡誌』所収)は、「越前の大野・今立・坂井の諸郡の小民、教部説教の意を曲解して蜂起擾乱す。(二一一ページ)と述べている。

四 おわりに

大い揆がようやく終えんした段階で、明治政権のキリスト教対策が、単に「解禁」だけではなく、さらに「国教」(the state religion)として公認するという宗教政策の大転換を伝える情報までが一部に流布されたとみられることが、当時福井に滞在していた御傭い教師ワイコフ(M. N. Wyckoff)から東京の開成学

校で教べんをとるグリフィス(W. E. Griffiths)にあてた三月一六日付の書翰から端的にうかがわれるので、次にその一節を掲げる。

[前略]「争論」(the quarrel)の原因は、約二カ月前「県庁」によって出された命令で、それは仏僧が戸々で、また寺院で説教することを禁止し、また寺院の儀式の一部を変更することであった。私は中央政府から「県庁」に、キリスト教が今後日本の「国教」になるであろうとの通知(a notice)が来たということを知っている。それはほとんど真実のようである。そしてもし真実だとすれば、事態がむしろ強力に押し進められるかも知れない。つまり、もしかれらが他の命令の仕方にならって、それを国民に押しつけることを企図するならば、なお(still)政府の認識と援助が、この国のキリスト教運動に対して大きな手助けになるだろう。そこでは、それが適度に「 mildly」真実であることを希望する。[後略]

実はワイコフは、すでに同月五日付の書翰をグリフィスに送り大一揆生起の事情を伝えるなど、当時の緊迫した社会情勢を肌で体験し、身の危険を感じて、同じ御備い教師のマゼット（Mudgett）とともに一時城内に避難している。それだけに一揆の厳しい動向には極めて深い関心を持ったとみてよいが、一方かれは、絶えず県庁官員や教育関係者、さらには市長の有識者層とも接しているため、中央政府からの諸情報を入手する機会には相当恵まれていたとみてよい。そのため前述の書翰で述べる「キリスト教が今後日本の国教になるであろうとの通知が来た」との情報には、ワイコフとして、疑心暗鬼にならざるを得ないながらも、率直なところその真実であることを大いに期待したものと推考することができよう。そこでこのさい、明治政府が強引な教化政策とともに「上から」の急速な「文明開化」路線の行き過ぎが、全く事実反するような諸情報を、まことしやかに流布させるといふ当時の社会情勢に着目

第四表 坂井郡金津町民の所属宗派調（明治5年）
（単位：戸）

宗 派 町 名	真 宗						計	浄 土 宗	日 蓮 宗	禪 宗	不 明	総 計
	本願寺派	大谷派	高田派	三門徒派	鎮西派	出雲路派						
金津新町	97	19	2				118					118
南金津古町	64	19	1				84	1				85
南金津六日町	37	15	1				53	1	2			56
北金津十日町	28	24	7				59	2	1	2		64
北金津上八日町	20	13	3				36		1			37
北金津下八日町	26	20			1		47	2	1			50
北金津坂下町	38	53	1	4			96	1	11			108
北金津三丈町・宮川町 桜井町	36	35	1			1	73		3	1		77
北金津脇出町	44	19	2	1			66	3	1			70
北金津水口町	52	32					84	1	1	2	2	90
北金津千束	12	9					21					21
総 計	454	258	18	5	1	1	737	1	11	22	5	776
百 分 比	59	33	2	1			95	1	3	1		100

- 注：1）松原信之氏（福井市松本上町）が昭和40年3月、三国町役場で筆写した「明治5年壬申戸籍簿」により作製。
2）明屋等は除く。
3）不明欄に記載の分は、当時存在していたのが、その後廃絶したとみられ、所属宗派が確認し得ないものである。

しなればならない。従って、こうしたキリスト教問題に対しても、仏教徒とくに真宗の僧侶や檀徒農民・庶民層が、仏教界の危機として真剣に受けとめ、「護法一揆」に総決起するという直接的契機が各所に蜂起、とくに一五日日には一揆勢の

については、看過し得ないところである。ところで大野郡下の大一揆が、三月一日からは今立郡に波及し、さらに翌二日には九頭竜川以北の坂井郡下の農民

大群が鐘鼓を打ち鳴らし「弥陀の名号」の旗をかかげて福井に向けて猛進したが、このさい前述の大野郡下の場合と同じく、真宗地帯としての地域的、社会的背景に注目したい。

当時の金津町住民の所属宗派については、第四表のとおり真宗檀徒がほとんどで、戸数では全体の九五パーセントに及び、またその大部分が本願寺・大谷両派によって占められている。また一四日午後一時ごろから屯集して一揆集団の拠点となった針原村（現、坂井郡春江町）についても、全戸数一六戸のすべてが真宗門徒（本願寺派一〇四戸・大谷派一二戸）であることが確認される。

この越前大一揆の主導的社會層につき、農村では中農ないし富農層が中心で、また都市では特権的商人や豪商と鋭く対立する小ブルジョアの商工業者で、これらに小農や貧農、半プロ層および都市の細民、前プロ層が積極的に加わったものと思考されるが、一揆の形態としては、「世直し型」と「惣百姓型」の両者を併有する複

雑な歴史的性質に加えて、まさしく真宗地帯を背景とする社会的特質が大きくクローズアップするわけである。この点真宗門徒に特有な倫理的性質（ヘトス）に照明を当ることも甚だ興味ぶかいところであるが、いずれにせよ、真宗地帯で生起し高揚した大一揆であるだけに、その「護法」的側面を無視することはできない。

実は明治政府の教化政策が、教部省を拠点として、教導職の組織網で強力に推進したことは前述したところであるが、大一揆生起のさい真宗門徒の反発が直接教導職にも向けられ、大野町内で教願寺（当時の住職、梅原賢乗〔教導職、権訓導〕）が真つ先に攻撃対象とされたことは、その間の事情を如実に物語っている。

また大一揆終えん後の四月二〇日、「三条の教憲」と誓約一〇カ条を「無油断精修可仕」きことを強制する布達が大教院より出されるなど、政府の教化政策が一段と強化促進するという対応策——この

ことは明治絶対主義路線構築のための基軸的意義を持つものであるが——からみて、越前大一揆の「護法」的側面についての新たな歴史的評価が加えられて然るべきであろう。

① 『グリフィス文書』所収 (Manuscripts

among the Griffiths Collection) の本史料は山下英一氏（武生市北府本町）の提供によるものである。なおこの三月一六日付の書翰のほかに、同月五日と四月九日付のワイコフからグリフィスあての書翰があり、両方とも一揆に関する生々しい諸情報伝えるだけに極めて貴重なものである。

② 地域的には小坂、勘生田、東庄境、粟田部、定友、岩本、大滝、松成、中新庄の各村に及んでいる。

③ 坂井郡金津町の西徳寺（新用町一―五、住職、桜井善寛）には、一揆のさいの旗が保管されているが、もとは近くの檀徒の家にあつたものである。なお金津地方ではかには残存しないようであるが、坂井郡下では春江町千歩寺の順教寺にも保存されている。

④ 前掲「明治五年壬申戸籍簿」の借覧によるもので、松原信之氏の格別の御高配に深謝する。

三上 明治六年越前大一新擧の護法的側面について

⑤ 拙稿「明治初年越前大一新擧についての一考察」（前掲）参照。

⑥ 黒崎征佑「一向一擧の系譜——明治六年越前『宗教暴動』考——」（前掲）において、とくに「一擧側社会層」の真宗門徒としての同朋意識（本願ぼこり）の分析視角から、「明治の一向一擧」とも呼称し得る歴史的意義を提起した点は、大いに注目したいところである。

⑦ 一擧勢による教願寺の打ちこわしにつき、「此教願寺ハ去秋東京ニテ試験済ニテ、大野ニハ老人法談出来、教諭方も王法ヲ旨トシテ未来ハ附リニ教諭致候故、右ノ通りヤソジャト云テ破却致、誠ニ氣ノ毒ナリ」（前掲『S文書』）と旧某大庄屋が記録するが、たしかに教導職の「法談」の内容が、明治政府の「王法」による教化政策、絶対主義路線に基づくことを明確に指摘したものと考えたい。なお「教願寺文書」のなかの「殊ニ教願寺賢乗ハ廃仏毀釈の張本人也。誅罰スベシト、暴民竹槍ヲ以テ押掛ケ、家宝・什器悉ク是レヲ破棄ス」の記載からすると、同寺側では、一擧勢が教導職の任務を「廃仏毀釈」の路線に沿うものと曲解したとみているようである。

⑧ 前掲「御一新後留記」。本史料は、当時の善導寺住職沙玄隨（第一八世・慶応元年

明治二六年）による明治二年から同一年までの諸記録綴で、とくに教部省の種々の布達や「文明開化」にかかわる諸情報を収録する点で甚だ貴重なものである。その借覧に当り、同寺住職大門俊我氏および坂田玉子氏の格別の御高配に深謝する。